

第3章 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策等を実施するために必要な気象予報（注意報含む）、警報、特別警報並びに情報等の収集、通報及び伝達等が円滑、迅速、確実に実施されるよう地域住民並びに関係機関が相互に協力して万全を期するため、次の定めるところによるものとする。

第1節 気象警報・注意報等の伝達方法

1 気象警報・注意報の種類及び発表基準

気象現象等によって災害が予想される場合に行われ、次のような種類があるが、町長が必要と判断したときのみ系統を通じ地域及び関係機関に伝達するものとする。

【警報】

種 類	発表基準（数値はいずれも予想値）
暴風（平均風速）	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上 18m/s 以上
暴風雪（平均風速）	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上 16m/s 以上（雪による視界障害を伴う）
大 雨 （表面雨量指数、土壌雨量指数）	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数 12 以上、土壌雨量指数 120 以上
大 雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 50cm 以上（12 時間降雪の深さ）

【注意報】

種 類	発表基準（数値はいずれも予想値）
強風（平均風速）	強風により災害が発生するおそれがあると被害が予想される場合 陸上 13m/s 以上
風雪（平均風速）	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合 陸上 11m/s 以上（雪による視界障害を伴う）
大 雨 （表面雨量指数、土壌雨量指数）	大雨によって被害が予想される場合 表面雨量指数 7 以上、土壌雨量指数 86 以上
大 雪	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 30cm 以上（12 時間降雪の深さ）
雷	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や、「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
乾 燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合 最小湿度 30% 以下、実効湿度 60% 以下
濃 霧（視程）	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合 陸上 200m 以下
霜（最低気温）	早霜、晩霜等により農作物の被害が起こるおそれがある場合 3℃ 以下
な だ れ	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想される場合 ①24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で日平均気温 5℃ 以上

低 温	低温のため農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると予想される場合 5～10月(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11～4月(最低気温) 平年より8℃以上低い
着 雪	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線等に被害が起こるおそれがある場合 気温が0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続
着 氷	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、通信線や送電線等に被害が起こるおそれがある場合 水温4℃以下、気温-5℃以下で風速8m/s以上
融雪(融雪量、雨量)	融雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 70mm以上(24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計)

【火災気象通報】

種 類	通 報 基 準
火 災 気 象 通 報	実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速で陸上13m/s以上が予想される場合。 ただし、平均風速が13m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

2 洪水警報・注意報等の発表基準

洪水による災害が予想される場合に行われ、次のような種類があるが、町長が必要と判断したときのみ系統を通じ地域及び関係機関に伝達するものとする。

【大雨特別警報】

50年に一度の大雨による降水量が予想され場合

【警 報】

種 類	発表基準(数値はいずれも予想値)
洪 水 (流域雨量指数)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数(朱太川流域)32.4以上、(黒松内川流域)14.2以上、 (熱那川流域)14.1以上

【注意報】

種 類	発表基準(数値はいずれも予想値)
洪 水 (流域雨量指数)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数(朱太川流域)25.9以上、(黒松内川流域)11.3以上 (熱那川流域)11.2以上

【記録的短時間大雨情報】

時間雨量 80mm以上

3 気象警報・注意報等の伝達系統

町長は、気象情報を受領又は察知したときは、気象警報・注意報等伝達系統図に基づき、防災行政無線、電話その他最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

また、気象情報等の伝達手段として、避難行動要支援者にも配慮した多様な伝達手段の整備に努めるものとする。

(1) 伝達責任者及び周知責任者

① 伝達責任者

ア 平日（昼間）の場合：総務課

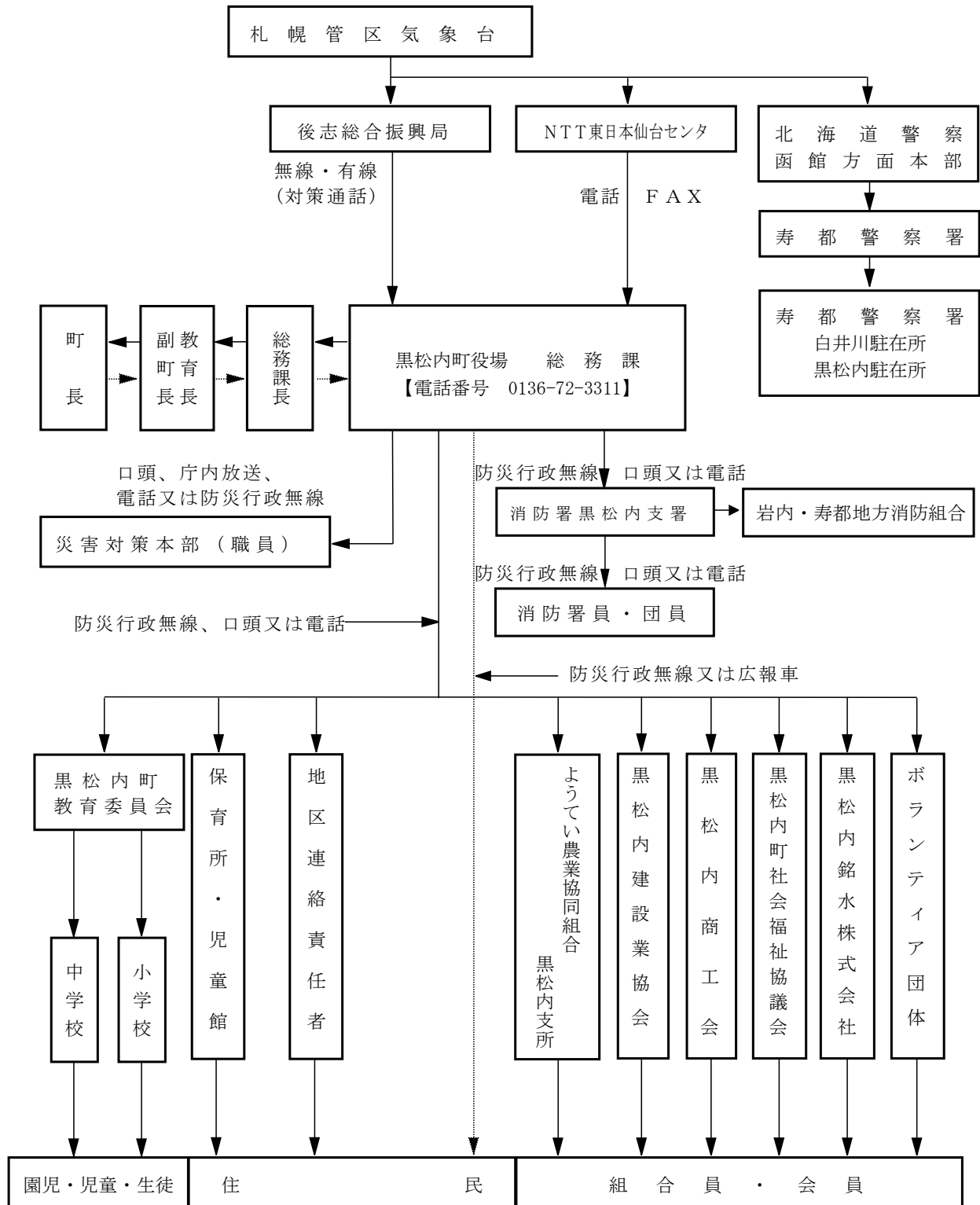
イ 夜間、休日の場合：消防署黒松内支署→総務課長又は防災担当

② 周知責任者

ア 災害対策本部各班長

イ 地区連絡責任者及び関係機関の防災担当者

【気象警報・注意報等伝達系統図】



第2節 災害通信計画

災害時における情報の収集及び被害報告等の通信連絡並びに災害応急対策に必要な伝達方法については、次に定めるところによる。

1 公衆電気通信施設の利用方法

(1) 普通電話による通信

災害時における通信連絡は、携帯電話並びに一般加入電話等を利用し、「非常電話」及び「緊急通話」の必要性が生じた場合には、あらかじめN T T の承認を受けた番号の加入電話をもって関係機関に通報するものとする。

【防災関係機関等連絡先電話番号一覧】

関係機関名	所在地	電話番号	摘要
後志総合振興局	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	総合案内 0136-23-1300 災害担当 0136-23-1345	防災無線【6-350】
後志総合振興局保健環境部 保健福祉室(保健所)	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1914	防災無線【6-350】
札幌管区气象台	札幌市中央区北2条西18丁目2	011-611-6124	
小樽開発建設部	小樽市潮見台1丁目15-5	0134-23-5131	
小樽建設管理部	小樽市奥沢1丁目21-1	0134-25-2195	防災無線 【6-383】【3-222】
北海道陸運局	札幌市中央区北28条東1丁目5	011-731-7163	
北海道総合通信局	札幌市中央区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311	
陸上自衛隊函館駐屯地	函館市広野町6番18号	0138-51-9171	
岩内・寿都地方消防組合 消防本部	岩内郡岩内町高台8番地1	0135-62-2403	
寿都警察署	寿都郡寿都町字渡島82	0136-62-2110	
N T T 東日本小樽支店	小樽市稲穂2丁目17-1	0134-24-2271	
黒松内町役場(本庁)	寿都郡黒松内町字黒松内302-1	0136-72-3311	優先電話指定 72-3314、72-3315
岩内・寿都地方消防組合 消防署黒松内支署	寿都郡黒松内町字黒松内427-1	0136-72-3171	優先電話指定
黒松内町国保 くろまつない ブナの森診療所	寿都郡黒松内町字黒松内306-1	0136-72-3301 0136-72-3344	優先電話指定 72-3303
黒松内駐在所	寿都郡黒松内町字黒松内281-1	0136-72-3110	
白井川駐在所	寿都郡黒松内町字白井川17	0136-73-2020	
小樽開発建設部 倶知安開発事務所	虻田郡倶知安町北7条東1丁目4-9	0136-22-0133	
小樽開発建設部 岩内道路事務所	岩内郡岩内町東山104	0135-62-1491	

関係機関名	所在地	電話番号	摘要
小樽建設管理部 蘭越出張所黒松内事業所	寿都郡黒松内町字黒松内 401-33	0136-72-3072	
黒松内郵便局	寿都郡黒松内町字黒松内 208-2	0136-72-3600	
熱郭郵便局	寿都郡黒松内町字白井川 8-268	0136-73-2300	
J R 黒松内駅	寿都郡黒松内町字黒松内(鉄道用地)		長万部駅管理 01377-2-2025
J R 熱郭駅	寿都郡黒松内町字白井川(鉄道用地)		長万部駅管理 01377-2-2025
ようてい農業協同組合 黒松内支所	寿都郡黒松内町字黒松内 284	0136-72-3341	
黒松内建設業協会	寿都郡黒松内町字黒松内 293	事務局 0136-72-3231	会長会社 0136-72-3121
黒松内町商工会	寿都郡黒松内町字黒松内 293	0136-72-3231	
黒松内町社会福祉協議会	寿都郡黒松内町字黒松内 586-1	0136-72-3124	
黒松内小学校	寿都郡黒松内町字黒松内 357-1	0136-72-3023	優先電話指定
白井川小学校	寿都郡黒松内町字白井川 16-35	0136-73-2012	優先電話指定
作開地区生涯学習館	寿都郡黒松内町字南作開 76-1		教育委員会管理 0136-72-3160
熱郭地区生涯学習館	寿都郡黒松内町字熱郭 34-3		教育委員会管理 0136-72-3160
大成地区生涯学習館	寿都郡黒松内町字大成 137-1		教育委員会管理 0136-72-3160
中ノ川地区生涯学習館	寿都郡黒松内町字中ノ川 297-1		教育委員会管理 0136-72-3160
豊幌地区生涯学習館	寿都郡黒松内町字豊幌 437		教育委員会管理 0136-72-3160
黒松内中学校	寿都郡黒松内町字旭野 48-1	0136-72-3069	優先電話指定
白井川中学校	寿都郡黒松内町字白井川 17-9	0136-73-2024	優先電話指定
黒松内保育園	寿都郡黒松内町字黒松内 229	0136-72-3230	
黒松内町児童館	寿都郡黒松内町字黒松内 23-1	0136-72-3969	
黒松内銘水株式会社	寿都郡黒松内町字豊幌 279-2	0136-77-2222	
北海道電力ネットワーク株式会社 岩内ネットワークセンター	岩内郡岩内町大浜 5 番地 4	0135-62-3705	
東日本高速道路株式会社 室蘭管理事務所	室蘭市崎守町 316-3	0143-59-2540	

(2) 電報による通信

災害時において、緊急を要するため電報を発信する場合は、「非常電報」である旨を電報電話局に告げ頼信紙の欄外余白に「非常」と朱書きするよう依頼するものとする。

2 専用通信施設の利用

専用通信施設設置場所

設置機関	設置場所（所在地）	電話番号	備考
黒松内駐在所	同左 (寿都郡黒松内町字黒松内 281-1)	0136-72-3110	警察電話
白井川駐在所	同左 (寿都郡黒松内町字白井川 17)	0136-73-2020	警察電話
黒松内駅	同左 (寿都郡黒松内町鉄道用地)	0136-72-3014	鉄道電話

3 無線通信施設の利用

(1) 黒松内町防災行政無線施設

施設名	設置場所
親局	黒松内町字黒松内302番地1 (黒松内町コミュニティ防災センター内)
遠隔制御局	黒松内町字黒松内427番地1 (岩内・寿都地方消防組合黒松内支署内)
中継局	黒松内町字婆沢45番地7(東山)
再送信子局	黒松内町字熱郭原野200番地4
屋外拡声子局 (アンサーバックあり)	黒松内町字黒松内392番地1(黒松内小学校) 黒松内町字黒松内545番地1(黒松内温泉) 黒松内町字旭野48番地1(黒松内中学校) 黒松内町字熱郭川3番地1(熱郭地区生涯学習館) 黒松内町字中ノ川297番地1(中ノ川地区生涯学習館) 黒松内町字南作開76番地1(作開地区生涯学習館) 黒松内町字白井川17番地65(白井川地区集会所) 黒松内町字白井川16番地35(白井川小学校) 黒松内町字豊幌437番地(豊幌地区生涯学習館) 黒松内町字大成37番地1(大成地区生涯学習館)
屋外拡声子局 (アンサーバックなし)	黒松内町字黒松内302番地1 (黒松内町コミュニティ防災センター) 黒松内町字黒松内29番地(8区黒松内公営住宅集会所) 黒松内町字中里20番地5 黒松内町字西沢255番地4地先 黒松内町字黒松内137番地5(1区子供の遊び場) 黒松内町字旭野62番地5(旭野添別地区集会所) 黒松内町字熱郭37番地7(熱郭公営住宅集会所) 黒松内町字チョポシナイ13番地1 黒松内町字西熱郭原野285番地1(西熱郭地区集会所) 黒松内町字熱郭17番地31(白炭地区集会所) 黒松内町字目名61番地2地先 黒松内町字岱下66番地3 黒松内町字北作開230番地1 黒松内町字熱郭原野335番地(婆沢集会所) 黒松内町字白井川18番地24地先(大谷地地区集会所) 黒松内町字白井川7番地32(角十地区集会所) 黒松内町字赤井川7番地32(赤井川地区集会所) 黒松内町字豊幌259番地1 黒松内町字歌才357番地1地先(歌才地区集会所) 黒松内町字豊幌595番地1 黒松内町字東川130番地4(東川集会所) 黒松内町字大成496番地2(上大成地区集会所)
戸別受信機	町の区域内の全世帯、町の区域内の事業所等、国、道、町、その他公共的施設等のうち申請のあったもの

(2) その他の無線通信施設と施設種別

無線局		非常通報受付所		
局名	局種	所在地	名称	電話番号
北海道	移動基地	黒松内町 字黒松内 401-33	小樽建設管理部 蘭越出張所黒松内事業所	0136-72-3072
林野庁	固定移動	黒松内町 字黒松内 407-1	後志森林管理署 黒松内森林事務所	0136-72-3331
黒松内消防	基地固定移動	黒松内町 字黒松内 427-1	消防署黒松内支署	0136-72-3171
寿都警察署	移動	黒松内町 字黒松内 281-1	黒松内駐在所	0136-72-3110
寿都警察署	移動	黒松内町 字白井川 17	白井川駐在所	0136-73-2020
ようてい農業協同組合	移動基地	黒松内町 字黒松内 441	ようてい農業協同組合 黒松内支所	0136-72-3053 (ホクレン給油所)

4 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

5 通信途絶対策等

本節1・2及び3の各通信施設をもって通信できない場合又は著しく困難な場合で、各関係機関及び町内地区連絡責任者への連絡は、車両をもって対応するなど、臨機応変な措置を講ずる。

各通信施設の管理機関は、各通信施設の機能を確保するため、適切な維持管理を行うほか、デジタル化などのより高度で堅牢な通信ネットワークの整備に努めるものとする。

また、町は、大地震などの激甚災害においても3(1)黒松内町防災行政無線施設の機能を確保するため、黒松内町コミュニティ防災センターに親局を設置し、適切に維持管理を行う。

第3節 災害情報等の報告収集及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等については、この計画に定めるところによる。

1 異常現象発見時における措置

異常現象発見時の通報は、「異常現象発見通報系統図」により、電話、防災行政無線、その他最も有効な方法により行わなければならない。

(1) 発見者の通報

災害が発生した場合又は災害の発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに黒松内町役場又は警察若しくは消防支署等に通報するものとする。

(2) 警察官等の通報

発見者からの通報を受けた警察官、消防署員は、直ちにその状況を確認し、その旨を町長（総務課長）に通報するものとする。

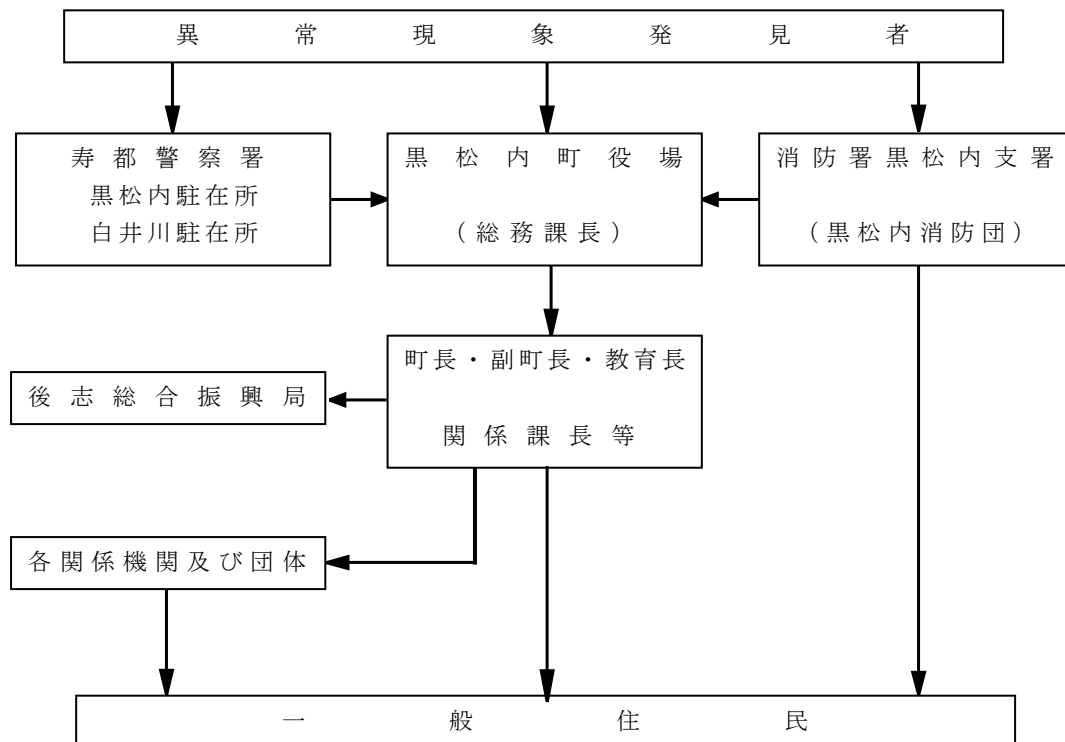
(3) 町長の各関係機関への通報

町長は、異常現象発見の通報を受けたときは、直ちにこれを確認し、必要に応じ後志総合振興局及び各関係機関に通報しなければならない。

(4) 住民に対する周知徹底

住民に対する周知方法については、岩内・寿都地方消防組合消防本部及び消防署黒松内支署に通報し、同時に広報車、サイレン等により「本章第1節気象注意報・警報等の伝達方法」の定めるところにより周知するものとする。

【異常現象発見通報系統図】



2 地区別情報連絡責任者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の収集の万全を期するため、各地区毎に情報連絡責任者を置くこととする。地区情報連絡責任者は、各区長をもって充て、災害等の早期把握に協力し、災害が発生したときは、直ちに町長（総務課長）、その他関係機関に通報するものとする。

町における情報等連絡責任者は、総務課長とし、総務課長不在の場合は、防災担当者とする。地区別情報連絡責任者は、「第2章第3節別紙1 区長名簿」のとおり。

3 被害状況等の報告

町長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、速やかに情報を収集し、応急対策を講ずるとともに、次の定めるところにより災害情報及び被害情報報告（以下「災害情報等」という。）を後志総合振興局長に報告するものとする。

但し、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請のあった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

(1) 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- ① 人的被害、住家被害が発生したもの
- ② 救助法の適用基準に該当する程度のもの
- ③ 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- ④ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当町が軽微であっても後志地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- ⑤ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- ⑥ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- ⑦ その他特に指示があった災害

(2) 報告の種類及び内容

① 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれある場合は、別表1の様式により速やかに報告する。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

② 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うこととする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住宅を除く）については除くものとする。

ア 速報

災害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告すること。但し、報告の時期等について、特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) 報告の方法

- ① 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は防災行政無線等により迅速に行うものとする。
- ② 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

(4) 被害状況の判定基準は、別表3のとおりとする。

別表 1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報					
報告日時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分		
発信機関		受信機関			
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)			
発生場所					
発生日時	月 日 時 分	災害の原因			
気象等の 状況	雨 量				
	河川水位				
	潮位波高				
	風 速				
	その他				
ライフライン 関係の 状況	道 路				
	鉄 道				
	電 話				
	水 道 (飲料水)				
	電 気				
その他					
(1) 災害対策本部 等の設置状況	(名 称)				
	(設置日時)				月 日 時 分設置
	(名 称)				
	(設置日時)				月 日 時 分設置
(2) 災害救助法の 適用状況	地 区 名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数	
	(救助実施内容)				

応 急 措 置	(3) 避難の状況	地 区 名	避 難 場 所	人 数	日 時	
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
の 状 況	(4) 自衛隊派遣 要請の状況					
	(5) その他の 措置の状況					
(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況			
	市町村職員	名				
	消防職員	名				
	消防団員	名				
	その他(住民等)	名				
	計	名				
そ の 他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在	
災害発生場所							
発 信	機関（市町村）名			受 信	機関（市町村）名		
	職・氏名				職・氏名		
発信日時		月 日 時 分		受信日時		月 日 時 分	
項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	河川箇所		
	行方不明	人			道海岸箇所		
	重傷	人			砂防施設箇所		
	軽傷	人			工事地すべり箇所		
	計	人			急傾斜地箇所		
② 住家被害	全壊	棟		木	道路路箇所		
		世帯			橋梁箇所		
	半壊	棟			小計箇所		
		世帯			市町村工事河川箇所		
	一部破損	棟			道路路箇所		
		世帯			橋梁箇所		
	床上浸水	棟			小計箇所		
		世帯			港湾箇所		
	床下浸水	棟			漁協箇所		
		世帯			下水道箇所		
計	棟	公園箇所					
	世帯	崖くずれ箇所					
③ 非住家被害	全壊	棟		水産被害	計箇所		
		その他棟			⑥ 漁船	沈没流出 隻	
	半壊	棟			破損 隻		
		その他棟			小計 隻		
	計	棟			魚協施設箇所		
その他棟		共同利用施設箇所					
④ 農業被害	農地	田		⑦ 林業被害	林地箇所		
		畑			治山施設箇所		
		田			林地箇所		
		畑			林産物箇所		
	農作物	田			その他箇所		
		畑			小計箇所		
	農業用施設	箇所			林地箇所		
		箇所			治山施設箇所		
		箇所			林地箇所		
		箇所			林産物箇所		
		箇所			その他箇所		
	計	箇所			小計箇所		
箇所		計箇所					

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病 公 立	箇所		⑫ 公 立	箇所			
	清掃施設 個人	箇所		社会福祉施設等被害	箇所			
	一般廃棄物処理施設	箇所		法 人	箇所			
	し尿処理施設	箇所		計	箇所			
火 葬 場	箇所		⑬ そ の 他	鉄 道 不 通	箇所		—	
計	箇所			鉄 道 施 設	箇所			
⑨ 商 工 被 害	商 業	件			被 害 船 舶 (魚 船 除 く)	隻		
工 業	件				空 港	箇所		
そ の 他	件				水 道 戸			—
計	件				電 話 回 線			—
⑩ 公立 文教 施設 被害	小 学 校	箇所				電 気 戸		—
	中 学 校	箇所				ガ ス 戸		—
	高 校	箇所				ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	—
	その他文教施設	箇所				都 市 施 設	箇所	
	計	箇所			計		—	
				被 害 総 額				
公立施設被害市町村数		団体		火災発生	建 物 件			
罹 災 世 帯 数		世帯			危 険 物 件			
罹 災 者 数		人			そ の 他 件			
消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数		人		
道 (総合振興局)								
災害対策本部の 設置状況		市町村名	名 称	設置日時	廃止日時			
災害救助法 適用市町村名								
補足資料 (※別葉で報告)								
○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱い注意 ○救急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 								

別表 3

被害区分		判 断 基 準
① 人 的 被 害	死 亡	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) C町のものが隣接するD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し、市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師に治療を受け、又は受ける必要があるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及びものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要があるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
② 住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合は、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全て住家とする。
	世 帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全 壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が20%以上50%未満のもので。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
一 部 破 損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が損壊した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもので。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。	

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する費用は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害とは、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は農耕を維持するための最小限の復旧に要する経費とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等又は浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当時間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当時間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産施設	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする川岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土 木 被 害	砂 防 施 設	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地 す べ り 防 止 施 設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁協法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。
⑥ 水 産 被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没、流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共 同 利 用 施 設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場・船揚場等をいう。
	そ の 他 施 設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁 具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水 産 製 品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林 業 被 害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む）等をいう。

被害区分		判 断 基 準
⑧ 衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩ 公立文教施設被害		公立の小・中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う）
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、人体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明となったもの、並びに終始しなければ高校できない程度の被害をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水 道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電 話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電 気（戸数）	災害により停電した戸数のうち、ピーク時の停電戸数をいう。
	ガ ス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので報告を要すると思われるもの。